



何を語る

池田・久安寺の一隅で出会った童児の表情に惹きつけられ、忘れられない。幼児なのに、毅然とした表情の奥行きに目を奪われる。幼児を導き立派に育てるべき大人が、この表情から逃れられないのは、一体何故なのだろうか。右手が優しく差し伸べられているのか、何かを求めているのか。左手の力強い端正な表情は、私をますます困惑へと誘い込み、このイメージに心を奪われている自分を発見し、またまた考え込む。永劫動かない童児を相手にしての、心地よい悩みの時間が、私の心を洗ってくれていた。皆さんもぜひ挑戦をしてください。(池田・久安寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「標準報酬月額」を従業員の皆さまへお知らせください
- 公的年金等の源泉徴収票を発送しています ●育児休業等の対象が拡大されました
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成29年3月分(4月納付分)~の協会けんぽの保険料率についてお知らせします
 - ・年1回の“体”の点検をお忘れなく!
- 「ねんきんネット」のご利用登録を!

職場内で回覧しましょう

「標準報酬月額」を 従業員の皆さまへ お知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、標準報酬決定通知書等により事業主様へ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、被保険者（従業員）の皆さまに必ず通知してください。



育児休業等の対象が 拡大されました

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、平成29年1月1日から以下の子についても育児休業等の対象に追加となりました。

- ①養親となる人が養子となる人を監護することとされた期間に監護されている当該養子となる子
- ②里親である労働者に委託されている児童



公的年金等の 源泉徴収票を 発送しています

日本年金機構からお支払いする老齢厚生年金等を受け取られている方へ「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」を平成29年1月13日から順次発送しています。

年金を受け取られている従業員の方にお伝えください。

詳しくは
日本年金機構
ホームページを
ご覧ください。



協会けんぽからのお知らせ

大阪支部の加入者・事業主の皆さまへ

平成29年3月分(4月納付分)~の 協会けんぽの保険料率についてお知らせします

大阪支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（10.13%）のうち、6.4%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.73%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

- ★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。
- ★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの
健康の積み重ねが保険料率の上昇を
抑える大きな力になります



全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

年1回の“体”の点検をお忘れなく！

協会けんぽでは、保健事業の一環として
被保険者に対し「生活習慣病予防健診」
被扶養者に対し「特定健康診査」
 と、それぞれ健診を実施しております。

平成29年度も年度内（4月～翌年3月）1回に限り、
 協会けんぽの補助により一部の負担金で受診できます。



健診申し込みから受診までの流れ

被保険者(本人)の場合

対象者**35歳から**⇒生活習慣病予防健診

申込方法

希望する健診機関へ
お電話等で予約
 (大阪府内では198カ所で
 受診することができます)



申込書を記入後、
協会けんぽへ
郵送する



予約日に
 保険証を
 持参して受診



- 健診の補助対象となる方のお名前を印字した申込書を、3月下旬に送付予定です。
- 健診の補助対象となる方で、途中入社の方等、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、同封の手書き用の申込書をご使用ください。
- 健診の受診日が近くなりますと、予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。(協会けんぽから書類を受理した旨の連絡・通知はありません)

被扶養者(家族)の場合

対象者**40歳から**⇒特定健康診査

申込方法

4月に被保険者の
登録住所あてに
被扶養者の受診券を送付



希望する健診機関へ
お電話等で予約
 (大阪府内では約5000カ所で
 受診することができます)



予約日に
 保険証・受診券
 を持参して受診



- 年度途中に加入登録・保険証の記号番号が変更された方、または受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請が必要です。
- 特定健康診査受診券は、被保険者のご登録住所あてに、被扶養者のお名前でご送付しています。引越いや、被保険者と別居されている等により、被保険者のご自宅に送付できなかった方の受診券につきましては、事業所あてに送付いたしますので、被保険者を通じ、被扶養者の皆さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

✿ 健診の申込手続きや検査項目の詳細・費用等は協会けんぽホームページをご覧ください ✿

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 **06-7711-4300** (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索



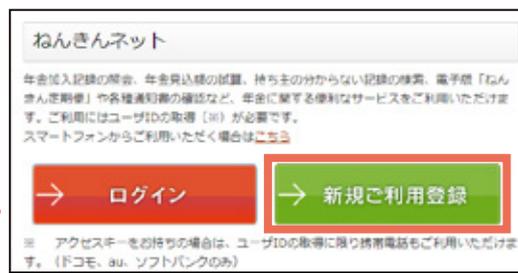
「ねんきんネット」のご利用登録を!

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

● アクセスキーとは…

お客様の誕生日月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

① アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

② アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

● 登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

● アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

